### はじめに

ヘルナンデス エミリアーノ(以下、受託者を「甲」という)と、\_\_\_\_\_(以下、委託者を「乙」という)は、乙のホームページを甲が制作すること(以下「制作業務」という)、および甲による継続的なホームページの保守管理(以下「保守業務」という)に関して、以下のとおり、本契約を締結する。

## 第1条(業務内容)

- (1)本契約において、甲が乙に対して提供する業務は、制作業務を行う前に甲乙が協議し決定する
- (2) 乙は、甲が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う

# 第2条(報酬)

- (1) 乙が甲に支払う報酬は、金 [140,000] [180,000] [300,000] (税込)とする
- (2)報酬の支払方法は、甲が指定する銀行口座に支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする
- (3)報酬の支払い時期は、契約締結後7日以内に支払う

## 第3条(契約の途中解除)

(1)本契約の解除について、甲の自己都合の場合には、報酬料を違約金として乙に50%を支払い、乙の自己都合の場合においては、報酬料50%を甲に返還することにより契約の解除ができるものとする

### 第4条(サーバーおよびドメインの契約)

- (1)ホームページの運用に必要なサーバーおよびドメインについて、甲が管理するものとする ただし、乙が既にサーバーもしくはドメインの一方または両方を外部サービスと契約締結済みの場合、 乙が管理するものとする
- (2)前項本文のサーバーおよびドメイン代等の実費は、サーバーもしくはドメインの一方または両方を契約している者が負担する

# 第5条(納品および公開)

- (1)甲は乙に対して、制作業務終了後、作業完了の通知をする
- (2)甲は乙に対して、管理ユーザーアカウント情報を渡し納品とする
- (3) 乙は、納品から1か月以内に、ホームページの検査を行わなければならない
- (4)前項の期間内に、こから甲に対して修正の要求がある場合は、メールにて甲に通知するものとする

# 第6条(管理者)

(1)甲は、本契約期間中、管理者としてWordPressおよびサーバーおよびデータベースなどにアクセスする

# 第7条(非保証)

乙は、甲が次に定める事項につき、一切の保証を行わないことにつき合意する

- (1)ホームページ経由で売上が発生すること
- (2)ホームページのアクセス数が増加すること
- (3)ホームページが検索の上位に表示されること

- (4)ホームページ内のプログラムの完全性
- (5)WordPressのバージョンアップなどの実施による不具合
- (6)バックアップした時点の状態に完全に戻すこと

ただし、保守契約が継続する限り、甲はホームページの技術的な不具合に対して修正を努め、ホームページのアクセス数が増加するように努め、検索エンジンの検索結果上位に表示されるようにサポートする

### 第8条(知的財産権)

- (1) 画像、動画、イラスト、記事コンテンツ等(以下「コンテンツ等」という)のうち、甲が乙のために制作したものについては、本契約においてのみ使用できるものとする
- (2)「甲が乙に対して提供するコンテンツ等」および「乙が甲に対して提供するコンテンツ等」につき、第三者の知的財産権を侵害していないことを、甲乙は確認する

# 第9条(コンテンツの所有権)

(1)甲が本契約に従い乙に納品するファイルおよびデータの所有権は、納品をもって、甲から乙へ移転する

# 第10条(コンテンツの著作権))

(1)甲が本契約に従い乙に納品するファイルおよびデータの著作権は、甲は乙に対して主張しない

## 第11条(免責)

甲は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとすることに、甲および乙は確認する

- (1) 乙の故意・過失によるデータ等の毀損
- (2) 乙のコンテンツ公開による、第三者からの訴えの提起
- (3)ホームページに対して乙が受ける閲覧者からのクレーム
- (4) 乙がホームページ上に掲載する商品およびサービスの適法性
- (5)特定商取引法表示およびプライバシー・ポリシー等の法律表記の適法性
- (6)サーバーが一時的にメンテナンス状態、サーバー利用規約に違反する内容掲載による 削除
- (7)サーバー、ドメイン契約更新漏れによるホームページの削除
- (8)火災・停電その他の自然災害・ウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害

# ただし、保守契約が継続する限り、甲は上記についてサポートし解決できるように努める

### 第12条準拠法について

(1)本契約に関する準拠法は、日本法とする。

### 第13条(保守契約)

- (1) 乙が甲に支払う月額保守料は、金 [4,000] [10,000](税込)とする
- (2)月額保守料の支払方法は、甲が指定する支払い方法(Paypal または 楽天銀行)により支払う
- (3)月額保守料の支払いは、納品後もしくは契約日の1か月後の早い方から開始され、毎月ごとに翌月分を支払う
- (4)保守業務は、以下のとおりとする
- (5)ドメイン・サーバーの管理
- (6)簡単なホームページのテキスト修正・画像修正(月に2回、年間24回)

- (7)ホームページの更新(月1回、一部機能のバージョンアップ、メニューバー、ページ構成の一部修正、ただし技術的限度あり、ページの追加は要相談)
- (8)サイトデータのバックアップ
- (9) 乙によって制作した甲のホームページのシステムの管理・保守・プラグインの更新作業
- (10)WordPressの使い方のサポート
- (11)SEO·広告設定のサポート
- (12)セキュリティ状況の最新化

第14条(秘密情報の取扱い)

1、甲および乙は、信義に従い誠実に行なう

第15条(個人情報))

1、甲および乙は、信義に従い誠実に行なう

第16条(中途解約)

1、甲および乙は、相手方に対し、1か月前までに事前に書面で通知することにより、本契約を解約することができる

第17条(契約解除)

甲および乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に通知すること なく、本契約を直ちに解除することができる

- (1)差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- (2)資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (3)公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 本契約に違反する事項があったとき
- (5) その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第18条(契約の終了)

- 1、甲および乙は、契約期間の満了または中途解約等により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければならない
- 2、契約終了後、甲は、サーバー上のファイルおよびデータを、データ量に見合ったメディアに入れて乙に引き渡す。このメディア購入の実費を乙は負担する

(契約の終了後、再びインターネット上で閲覧可能にするためには、乙がサーバードメインなどのインフラを用意必要があります)

第19条(損害賠償)

甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。ただし、 甲乙の賠償額は、報酬額を上限とする

第20条(再委託)

甲は、本サービスに関する業務の一部を第三者に委託することができるものとする

		_	
<b></b> 令和	左		
T⊓ A^∐		Н	

甲

氏名 ヘルナンデス エミリアーノ

住所 沖縄県, 宜野湾市 大謝名2-10-26

印

Z

氏名

住所

ΕŊ